別紙２

令和５年度～令和10年度債務負担

掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター

施設設備保守・保安警備業務委託

【業務実施体制】

１　人員体制

（１）最低業務人数

| 業務 | 時間 | | 人数 |
|---|---|---|---|
| 施設設備保守 | 平日 | 午前８時～午後５時 | ５人以上 |
| | 休日 | 午前８時～午後５時 | ３人以上 |
| | 全日 | 午後５時～翌日午前８時 | ２人以上 |
| 保安警備 | 平日 | 午前８時～午前11時 | ４人以上 |
| | 平日 | 午前11時～午後５時 | ３人以上 |
| | 休日 | 午前８時～午後５時 | ３人以上 |
| | 全日 | 午後５時～翌日午前８時 | ３人以上 |

２　休憩・仮眠

ア　休憩及び仮眠時間を設定する場合は、業務実施に支障の無い範囲とし、事前に委託者の承認を得ること。

イ　仮眠時間は、施設設備保守については、午後10時～翌日午前５時、保安警備業務については午後６時～翌日午前６時の間で設定すること。

３　業務交代

ア　業務従事者が交代する時は、運用等の情報を共有するため、引き継ぎを行うこと。

４　監視業務

ア　業務対応を行うため、施設管理室及び警備・防災センターに、常時各１名以上従業員を配置すること。なお、休憩・仮眠設定時間についても同様とする。

５　責任者

（１）統括責任者

施設設備保守及び保安警備を統括して管理する者として、平日午前８時～午後５時については、次のとおり統括責任者を１名配置すること。

ア　経験等

(ｱ) 施設設備保守業務の実務経験が５年以上あること。

(ｲ) 施設設備保守業務の責任者（同等の業務を行う副責任者を含む。）としての経験が３年以上あること。

(ｳ) ２級ボイラー技師及び乙種４類危険物取扱者以上（保安講習を修了していること）の資格を

有していること。

(ｴ) 本業務の専任従事者であること。

イ　知識等

(ｱ) 労務管理に関する知識

(ｲ) 労働安全衛生に関する知識

(ｳ) 別紙７「機器一覧」記載の機器に関する知識

(ｴ) 防火・防災・施設防犯に関する知識

(ｵ) 医療用ガスに関する知識

（２）統括責任者の職務

ア　本業務の現場責任者として、甲との連絡調整を行う。

イ　本業務に係る乙の従業員の業務及び労務管理を行う。

ウ　甲との契約業務遂行方法の調整を行う。

（３）副統括責任者

平日午前８時～午後５時について、統括責任者が不在の場合に、統括責任者の業務を代行する者として副統括責任者を次のとおり配置することができる。

ア　副統括責任者の選任要件は統括責任者に準ずるものとする。

イ　副統括責任者は２名以下とすること。

（４）施設設備保守責任者

施設設備の運転・保守等の業務を管理する者として、平日午前８時～午後５時について、専任従事者の施設設備保守責任者を次のとおり１名置配置すること。なお施設設備保守責任者は、統括責任者及び副統括責任者が兼務することも可能とする。

ア　施設設備保守の実務経験が３年以上あること。

イ　２級ボイラー技師及び乙種４類危険物取扱者以上（保安講習を修了していること）の資格を有していること。

（５）施設設備保守副責任者

平日午前８時～午後５時について、施設設備保守責任者が不在の場合に、施設設備保守責任者の業務を代行する者として施設設備保守副責任者を置くこと。なお、施設設備保守副責任者の選任要件は、施設設備保守責任者に準ずるものとする。

（６）保安警備責任者

保安警備業務を管理する者として、保安警備責任者を次のとおり１名置くこと。

ア　保安警備業務の実務経験（施設のみを対象とする保安警備業務の実務経験は除く）が３年以上あること。

イ　本業務の専任従事者であること。

６　その他

ア　統括責任者が30日以上不在となる場合及び不在となる可能性がある場合は、統括責任者の変更を行うこと。

イ　施設設備保守業務については、施設設備保守業務の実務経験が３年以上ある者を常時１人以上配置すること。

ウ　保安警備業務に従事する者は警備業法に定める教育を受けた者でなければならない。

エ　保安警備業務については、保安警備業務の実務経験（施設のみを対象とする保安警備業務の実務経験は除く）が１年以上ある者を常時１名以上配置すること。